

号 外 第 4 (平 成 20 年 3 月 31 日 発 行)	発 行 日 5 日 、 15 日 、 25 日
横 浜 市 報	発 行 所 横 浜 市 役 所 横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

〔条例〕

- △ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【まちづくり調整局住宅管理課】 2

〔規則〕

- △ 横浜市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付に関する規則【健康福祉局保護課】 3
- △ 児童手当法施行細則等の一部を改正する規則【健康福祉局保護課】 60

条 例

横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 20 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 条 例 第 24 号

横 浜 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 営 住 宅 条 例 （ 平 成 9 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 1 号 ） の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

第 7 条 第 2 項 中 第 8 号 を 第 9 号 と し 、 第 7 号 を 第 8 号 と し 、 第 6
号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の
支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援
給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第
127号）附則第4条第1項の支援給付を含む。）を受けている
者

附 則

こ の 条 例 は 、 平 成 20 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

規 則

横 浜 市 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立
の 支 援 に 関 する 法 律 に 基 づ く 支 援 給 付 に 関 する 規 則 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 20 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 規 則 第 56 号

横 浜 市 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国
後 の 自 立 の 支 援 に 関 する 法 律 に 基 づ く 支 援 給 付 に 関 する
規 則

（ 趣 旨 ）

第 1 条 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立
の 支 援 に 関 する 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。
） 第 14 条 第 1 項 の 支 援 給 付 （ 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進
及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 する 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律
（ 平 成 19 年 法 律 第 127 号 。 以 下 「 改 正 法 」 と い う 。 ） 附 則 第 4 条
第 1 項 の 支 援 給 付 を 含 む 。 以 下 本 則 に お い て 「 支 援 給 付 」 と い う
。 ） の 実 施 等 に つ い て は 、 法 、 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促
進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 する 法 律 施 行 令 （ 平 成 8 年 政
令 第 18 号 。 以 下 「 令 」 と い う 。 ） 、 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国
の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 する 法 律 施 行 規 則 （ 平 成
6 年 厚 生 省 令 第 63 号 ） そ の 他 の 法 令 に 定 め る も の の ほ か 、 こ の 規
則 の 定 め る と こ ろ に よ る 。

（ 申 請 書 ）

第 2 条 法 第 14 条 第 4 項 （ 改 正 法 附 則 第 4 条 第 2 項 に お い て 準 用 す
る 場 合 を 含 む 。 以 下 同 じ 。 ） に お い て そ の 例 に よ る も の と さ れ る
生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 。 以 下 「 保 護 法 」 と い う 。 ）
第 24 条 第 1 項 又 は 第 5 項 の 規 定 に 基 づ く 令 第 20 条 に 規 定 す る 葬 祭
支 援 給 付 （ 以 下 「 葬 祭 支 援 給 付 」 と い う 。 ） 以 外 の 支 援 給 付 の 開
始 又 は 変 更 の 申 請 の 書 面 は 支 援 給 付 申 請 書 （ 第 1 号 様 式 ） と し 、
葬 祭 支 援 給 付 の 申 請 の 書 面 は 葬 祭 支 援 給 付 申 請 書 （ 第 2 号 様 式 ）
と す る 。

2 前 項 の 申 請 書 に は 、 次 に 掲 げ る 書 類 の う ち 市 長 が 必 要 と 認 め る
も の を 添 付 し な け れ ば な ら ない 。

- (1) 収 入 申 告 書 （ 第 3 号 様 式 ）
- (2) 資 産 申 告 書 （ 第 4 号 様 式 ）
- (3) 同 意 書 （ 第 5 号 様 式 ）
- (4) 給 与 証 明 書 （ 第 6 号 様 式 ）

- (5) 住宅補修計画書（第7号様式）
- (6) 生業（技能修得）計画書（第8号様式）
（備付書類）

第3条 市長は、被支援者（支援給付を受けている世帯に属する者（法第14条第1項若しくは第3項又は改正法附則第4条第1項の規定による保護法第8条第1項の基準による額の算出に係る者に限る。）をいう。以下同じ。）につき、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理するものとする。

- (1) 面接記録票（第9号様式）
- (2) 支援給付台帳（第10号様式）
- (3) 支援給付決定調書（第11号様式）
- (4) 支援給付金品支給台帳（第12号様式）
- (5) 被支援者記録票（第13号様式）

2 市長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理するものとする。

- (1) 被支援者番号索引簿（第14号様式）
- (2) 被支援者番号登載簿（第15号様式）
- (3) 支援給付申請書受理簿（第16号様式）
- (4) 医療券交付処理簿（第17号様式）
- (5) 介護券交付処理簿（第18号様式）

（決定通知書等）

第4条 法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び保護法第25条第2項に規定する書面は、支援給付決定（変更）通知書（第19号様式）又は支援給付申請却下通知書（第20号様式）とする。

2 法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第26条に規定する書面は、支援給付廃止（停止）決定通知書（第21号様式）とする。

3 市長が必要と認めるときは、被支援者の居住地又は現在地を担当する民生委員に対し、前2項の通知書の写しを送付するものとする。

（通知）

第5条 法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第19条第2項の規定により、横浜市内に居住地を有しない要支援者（支援給付を必要とする状態にある世帯に属する者（法第14条第1項若しくは第3項又は改正法附則第4条第1項の規定による保護法第8条第1項の基準による額の算出に係る者に限る。）をいう。以下同じ。）の支援給付を実施したときは、市長は、第3条第1項各号及び前条第1項に規定する書類の写しを添付して、

速やかに、この旨を当該被支援者の居住地を所管する実施機関（法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第19条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 市長は、被支援者が市外に転出したときは、要支援者の転出について（第22号様式）により、速やかに転出先の実施機関に通知するものとする。

3 前項の書類には、支援給付台帳、支援給付決定調書、被支援者記録票その他支援給付の決定及び実施のため必要と認められる書類のうち最小限のものの写しを添付するものとする。

（検診命令書）

第6条 市長は、法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（第23号様式）によるものとする。

（調査依頼書等）

第7条 市長は、法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第29条の規定により調査を嘱託し、又は報告を求めるときは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（第24号様式）によるものとする。

2 市長は、法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第4条第2項の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の扶養の可否を確認するために、要支援者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の決定に伴う扶養義務について（第25号様式）によるものとする。

3 市長は、要支援者の戸籍謄本等の発行を依頼するときは、戸籍謄本等の発行について（第26号様式）によるものとする。

（入所依頼書）

第8条 市長は、法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第30条第1項ただし書の規定により、被支援者を施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、その施設の長又は私人に対して入所依頼書（第27号様式）を発行するものとする。

（返還等の通知）

第9条 法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第63条の規定による費用の返還の通知又は法第14条第4項においてその例によるものとされる保護法第77条第1項及び第78条の規

定による費用の徴収の通知は、支援給付費用返還金決定通知書（第28号様式）、支援給付費用徴収金決定通知書（第29号様式及び第30号様式）又は支援給付費用更正決定通知書（第31号様式）によるものとする。

（本人確認証）

第10条 市長は、被支援者に対し、支援給付が支給されていることを証するため、本人確認証（第32号様式）を交付するものとする。

2 本人確認証を汚損し、き損し、紛失する等した被支援者は、本人確認証再交付申請書（第33号様式）により市長に申請し、本人確認証の再交付を受けることができる。

3 市長は、本人確認証発行簿（第34号様式）を備え付け、常にその記載事項を整理するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、本人確認証の交付等に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

（支給日）

第11条 市長は、支援給付（現物給付を除く。）のうち次に掲げるものについて、原則としてその月の初日から5日までの間に定例日を定めて支給するものとする。ただし、その月の初日から5日までの間のすべての日が、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）の規定による横浜市の休日に当たるときは、その月の初日前又は5日後に定例日を定めて支給するものとする。

(1) 生活支援給付（居宅において行うものに限る。）

(2) 教育支援給付

(3) 住宅支援給付

2 前項の規定にかかわらず、市長は、支援給付の目的を達成するために必要があると認めるときは、同項各号に掲げる支援給付を同項の規定による定例日以外の日には支給することができる。この場合において、市長は、その支給の日前にその旨を被支援者に通知するものとする。

3 市長は、支援給付（現物給付を除く。）のうち次に掲げるものは、その都度支給するものとする。

(1) 医療支援給付（神奈川県社会保険診療報酬支払基金に支払を委託した医療費を除く。）

(2) 介護支援給付（神奈川県国民健康保険団体連合会に支払を委託した介護費を除く。）

(3) 出産支援給付

(4) 生業支援給付

(5) 葬祭支援給付

(その他の規則の適用)

第12条 支援給付が行われる場合における次に掲げる規則の規定の適用については、支援給付を保護法による保護と、被支援者を保護法による被保護者と、支援給付を受けている世帯を保護法による被保護世帯とみなす。

- (1) 横浜市特別児童手当支給規則（昭和46年10月横浜市規則第86号）第3条第1項第1号
- (2) 横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則（昭和31年11月横浜市規則第100号）別表第1から別表第4まで
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年8月横浜市規則第95号）第15条第3号
- (4) 横浜市結核児童療育給付事務取扱規則（昭和42年2月横浜市規則第8号）別表
- (5) 母子保健法施行細則（昭和42年4月横浜市規則第38号）別表
- (6) 横浜市障害者研修保養センター条例施行規則（昭和59年10月横浜市規則第111号）第6条
- (7) 横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則（昭和62年5月横浜市規則第73号）第6条第1号
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年3月横浜市規則第36号）第10条第1項ただし書
- (9) 老人福祉法施行細則（昭和39年6月横浜市規則第82号）別表第3
- (10) 横浜市介護保険条例等施行規則（平成12年3月横浜市規則第44号）第8条第1項第1号
- (11) 横浜市総合保健医療センター条例施行規則（平成4年8月横浜市規則第81号）第8条
- (12) 横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則（平成13年12月横浜市規則第110号）第4条第1項第1号
- (13) 横浜市救急医療センター条例施行規則（昭和56年5月横浜市規則第52号）第6条
- (14) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年3月横浜市規則第22号）第2条第1項ただし書
- (15) 横浜市食肉衛生検査所条例施行規則（昭和37年3月横浜市規則第6号）第6条第3項第1号
- (16) 横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則（平成5年3月横浜市規則第24号）第6条第1項第1号及び第2号
- (17) 横浜市衛生研究所条例施行規則（昭和34年1月横浜市規則第1号）第5条第3項第1号

- (18) 横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）第32条第1項の表
- (19) 横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（昭和61年1月横浜市規則第3号）第16条第1項第1号及び第22条第1項第1号
- (20) 横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和60年8月横浜市規則第66号）第11条第2項第1号
- 2 支援給付が行われる場合における横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成18年9月横浜市規則第129号）第4条第3項の規定の適用については、同項中「第30条第1項ただし書の」とあるのは、「第30条第1項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の」とする。
- 3 支援給付が行われる場合における横浜市救急医療センター条例施行規則第5条第2項の規定の適用については、同項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）」とあるのは、「生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。
- 4 支援給付が行われる場合における横浜市水洗便所設備資金助成及び貸付規則（昭和55年4月横浜市規則第34号）第5条第2項第1号の規定の適用については、同号中「扶助」とあるのは、「扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項各号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかの支援給付」とする。
- 5 支援給付が行われる場合における横浜市営住宅条例施行規則（平成9年3月横浜市規則第44号）第23条第3項第4号の規定の適用については、同号中「生活保護法による住宅扶助」とあるのは「生活保護法による住宅扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による住宅支援給付」と、「住宅扶助の額」とあるのは「住宅扶助又は住宅支援給付の額」とする。

（様式）

第13条 この規則に規定する帳簿及び書類の様式は、別記のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（決定通知書の特例）

2 市長は、第4条第1項の規定にかかわらず、改正法附則第2条の規定により法第14条第1項の支援給付が行われる特定中国残留邦人等（法第13条第2項の特定中国残留邦人等をいう。）に対しては、支援給付決定通知書（附則様式）により、当該支援給付の決定を通知するものとする。

附則様式

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

支 援 給 付 決 定 通 知 書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）が平成20年4月1日に施行されたことにより、生活保護から支援給付に移行したことを、次のとおり決定したので通知します。

1 支援給付の種類及び支給額

種 類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	一 時 支援給付	合 計	本人 支払額
月分支給・追給額					
月分支給・追給額					
月分以降支給額					

(介護保険料： 円)

一時支援の内訳（再掲）

生 活	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

別途送金額（再掲）

介護保険料加算		
住 宅 支 援 給 付		
そ の 他		

介護支援給付自己負担月額 円（事業者名）

円（事業者名）

円（事業者名）

医療支援給付自己負担月額 円（事業者名）

施設事務費

2 支援給付支給日

3 支援給付の 時期 年 月 日

4 支援給付を した理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

別 記 様 式 目 次

第 1 号 様 式	支 援 給 付 申 請 書 (第 2 条 第 1 項)
第 2 号 様 式	葬 祭 支 援 給 付 申 請 書 (第 2 条 第 1 項)
第 3 号 様 式	収 入 申 告 書 (第 2 条 第 2 項 第 1 号)
第 4 号 様 式	資 産 申 告 書 (第 2 条 第 2 項 第 2 号)
第 5 号 様 式	同 意 書 (第 2 条 第 2 項 第 3 号)
第 6 号 様 式	給 与 証 明 書 (第 2 条 第 2 項 第 4 号)
第 7 号 様 式	住 宅 補 修 計 画 書 (第 2 条 第 2 項 第 5 号)
第 8 号 様 式	生 業 (技 能 修 得) 計 画 書 (第 2 条 第 2 項 第 6 号)
第 9 号 様 式	面 接 記 録 票 (第 3 条 第 1 項 第 1 号)
第 10 号 様 式	支 援 給 付 台 帳 (第 3 条 第 1 項 第 2 号)
第 11 号 様 式	支 援 給 付 決 定 調 書 (第 3 条 第 1 項 第 3 号)
第 12 号 様 式	支 援 給 付 金 品 支 給 台 帳 (第 3 条 第 1 項 第 4 号)
第 13 号 様 式	被 支 援 者 記 録 票 (第 3 条 第 1 項 第 5 号)
第 14 号 様 式	被 支 援 者 番 号 索 引 簿 (第 3 条 第 2 項 第 1 号)
第 15 号 様 式	被 支 援 者 番 号 登 載 簿 (第 3 条 第 2 項 第 2 号)
第 16 号 様 式	支 援 給 付 申 請 書 受 理 簿 (第 3 条 第 2 項 第 3 号)
第 17 号 様 式	医 療 券 交 付 処 理 簿 (第 3 条 第 2 項 第 4 号)
第 18 号 様 式	介 護 券 交 付 処 理 簿 (第 3 条 第 2 項 第 5 号)
第 19 号 様 式	支 援 給 付 決 定 (変 更) 通 知 書 (第 4 条 第 1 項)
第 20 号 様 式	支 援 給 付 申 請 却 下 通 知 書 (第 4 条 第 1 項)
第 21 号 様 式	支 援 給 付 廃 止 (停 止) 決 定 通 知 書 (第 4 条 第 2 項)
第 22 号 様 式	要 支 援 者 の 転 出 に つ い て (第 5 条 第 2 項)
第 23 号 様 式	検 診 命 令 書 (第 6 条)
第 24 号 様 式	中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 第 14 条 第 4 項 に お い て そ の 例 に よ る も の と さ れ た 生 活 保 護 法 第 29 条 の 規 定 に 基 づ く 調 査 に つ い て (第 7 条 第 1 項)
第 25 号 様 式	中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に よ る 支 援 給 付 の 決 定 に 伴 う 扶 養 義 務 に つ い て (第 7 条 第 2 項)
第 26 号 様 式	戸 籍 謄 本 等 の 発 行 に つ い て (第 7 条 第 3 項)
第 27 号 様 式	入 所 依 頼 書 (第 8 条)
第 28 号 様 式	支 援 給 付 費 用 返 還 金 決 定 通 知 書 (第 9 条)
第 29 号 様 式	支 援 給 付 費 用 徴 収 金 決 定 通 知 書 (第 9 条)
第 30 号 様 式	支 援 給 付 費 用 徴 収 金 決 定 通 知 書 (第 9 条)
第 31 号 様 式	支 援 給 付 費 用 更 正 決 定 通 知 書 (第 9 条)
第 32 号 様 式	本 人 確 認 証 (第 10 条 第 1 項)
第 33 号 様 式	本 人 確 認 証 再 交 付 申 請 書 (第 10 条 第 2 項)
第 34 号 様 式	本 人 確 認 証 発 行 簿 (第 10 条 第 3 項)

第1号様式（第2条第1項）

支 援 給 付 申 請 書

受
理
印

(申請先)
横浜市長

年 月 日

住所
申請者 氏名 ⑩
電話 ()
支援給付を受けようとする者との関係

次のとおり支援給付を申請します。

支援給付を申請する理由(なるべく詳しく書いてください。)									
世帯の構成	現住所	(申請者と同じ場合は、記入は不要です。) 電話 ()							
	続柄	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	年齢	勤 務 先 又 は 学 校 及 び 学 年	健康状態		
	世帯主		男女	. .					
			男女	. .					
			男女	. .					
			男女	. .					
			男女	. .					
			男女	. .					
家族中の別居者	氏名		男女	続柄		住所	電話 ()		
	氏名		男女	続柄		住所	電話 ()		

(A4)

第2号様式（第2条第1項）

葬祭支援給付申請書

受 理 印	
-------------	--

(申請先)
横浜市長

年 月 日

住所
申請者 氏名 ⑩
電話 ()
死者との関係

次の者について葬祭を行うことができないので、証ひょう書類を添えて葬祭支援給付を申請します。

死 者	住 所 又 は 居 所			
	フリガナ 氏 名	男 女	生年月日	年 月 日生(歳)
	死亡年月日	年 月 日	死亡場所	
葬祭費用		円	遺留金額	円
葬祭予定年月日		年 月 日	取扱葬儀社	
備考				

(A4)

第3号様式（第2条第2項第1号）

(1)
(表)
収 入 申 告 書

年 月 日

(申告先)
横 浜 市 長

住所
申告者 氏名
電話 ()

印

____年分の私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

		本 人			配 偶 者		
働 いて いる 者 の 名 前							
仕事の内容勤め先 (会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前 年 1 2 箇 月 分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合 計 欄							
必 要 経 費 (前月分) の主な内容		①					
		②					

2 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んでください。）

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、 その他()	収 入 額	月 額	円
			年 額	円

3 仕送りによる収入（前年12箇月分の合計を記入してください。）

有・無		内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(A4)

(裏)

4 その他の収入(前年12箇月分の合計を記入してください。)

		内 容	収 入	受領した年月日
有・無		生命保険等の給付金	円	
		財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)	円	
		そ の 他	円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容	収 入 見 込 額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(注意) 1 この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。

2 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12箇月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。その場合は、月ごとの記載は不要です。

3 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。

4 農業収入については、前年12箇月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。

5 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。

6 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。

7 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上、添付してください。

8 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(2)
(表)
収 入 申 告 書

年 月 日

(申告先)
横 浜 市 長

住所
申告者 氏名 ()
電話 () 印

____年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

		本 人			配 偶 者		
働 いて いる 者 の 名 前							
仕事の内容勤め先 (会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前 年 1 2 箇 月 分	1 月 分						
	2 月 分						
	3 月 分						
	4 月 分						
	5 月 分						
	6 月 分						
	7 月 分						
	8 月 分						
	9 月 分						
	10 月 分						
	11 月 分						
	12 月 分						
合 計 欄							
必 要 経 費 (前月分) の主な内容		①					
		②					

2 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んでください。）

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他（ ）	収 入 額	月 額 年 額	円 円
-----	---	-------------	------------	--------

3 仕送りによる収入（前年12箇月分の合計を記入してください。）

有・無		内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

（記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。）

(A 4)

(裏)

4 その他の収入(前年12箇月分の合計を記入してください。)

		内 容	収 入	受領した年月日
有・無		生命保険等の給付金	円	
		財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)	円	
		そ の 他	円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容	収 入 見 込 額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(注意) 1 この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。

2 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12箇月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。

3 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。

4 農業収入については、前年12箇月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。

5 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。

6 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。

7 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上、添付してください。

8 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(3)
(表)
収 入 申 告 書

年 月 日

(申告先)
横 浜 市 長

住所
申告者 氏名
電話 () ⑩

_____年分の私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている 者の 名 前	仕 事 の 内 容 勤 め 先 (会社名)等	区 分	当 月 分 (見込額)	前 3 箇 月 分		
				() 月分	() 月分	() 月分
		収 入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んでください。）

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	収 入 額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入（前3箇月分の合計を記入してください。）

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(A4)

(裏)

4 その他の収入(前3箇月間の合計を記入してください。)

		内 容	収 入	受領した年月日
有・無		生命保険等の給付金	円	
		財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)	円	
		そ の 他	円	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容	収 入 見 込 額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(注意) 1 この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。

2 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。

3 農業収入については、前3箇月の総収入のみを当月分の欄に記入してください。

4 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。

5 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。

6 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上、添付してください。

7 収入のうち証明書の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付してください。

8 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

第4号様式(第2条第2項第2号)

(表)

受付年月日		
-------	--	--

資 産 申 告 書

年 月 日

(申告先)

横浜市長

住所

申告者 氏名

㊞

電話 ()

私の世帯のすべての資産及び負債の状況は、次のとおり相違ありません。

種類	有無	区分	延べ面積	所有者氏名	所在地	担保権等の設定
土地	有・無	1 宅地(借地を含む。)				有・無
		2 田畑				有・無
		3 山林・その他				有・無
家屋等	有・無	1 持家				有・無
		2 貸家・貸間				有・無
		3 その他()				有・無
現金	有・無	円				
預貯金	有・無	口座名義人	預貯金先金融機関名・支店名	種類(普通・当座・定期)	口座番号	預貯金等
						円
有価証券	有・無	種類	額面		評価概算額	
		株券・国債・社債・その他()	円		円	
生命保険・損害保険・学資保険・共済保険等	有・無	種類	契約先保険会社等の名称			保険契約者名
自動車・自動二輪車・原付等	有・無	使用者	車種	排気量	年式	登録番号
				cc	年型	
		所有者				
貴金属その他高価な物	有・無	品名等	購入額			
			円			
請求中の補償金・年金等	有・無	種類	見込額			
			円			
負債	有・無	借入先	金額			
			円			

(裏面の記入上の注意をよく読んで 月 日までに健康福祉局に提出してください。)

(A4)

(裏)

記入上の注意

- 1 資産の種類ごとにその有無について該当するものを○で囲んでください。
- 2 「有」を○で囲んだ資産で、同じ種類のものを複数（2つ以上）保有している場合は、そのすべてについて記入してください。
- 3 書ききれない場合は余白に記入するか、又は別紙に記入の上、添付してください。
- 4 事実と相違する申請をして不正に保護を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- 5 申告した後に資産状況に変動があったときは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第61条の規定により、速やかに、届け出てください。

(参考)

生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

第85条 不実の申請その他の不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

第5号様式(第2条第2項第3号)

受付年月日	・	・	
-------	---	---	--

同 意 書

支援給付の決定又は実施のため必要があるときは、私の資産及び収入の状況につき、横浜市長が官公署に調査を嘱託し、又は金融機関、保険会社、私の雇主その他の関係人に報告を求めることに同意します。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

住所

氏名

⑨

(注意) 「その他の関係人」とは、資産、収入の調査のため必要な関係者に限られ、例えば、資産や金銭について貸借関係にある者等をいいます。

(A4)

第 6 号様式(第 2 条第 2 項第 4 号)

(表)

受付年月日		
-------	--	--

給 与 証 明 書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所
事業所(雇主) 氏名
電話 ()

次のとおり証明します。

氏名		職名及び 職務内容			
区分		前3箇月分の給与・賞与(寸志、一時金、もち代等を含む。)			
		月分	月分	月分	賞与・寸志・一時金
出勤実日数(総時間数)		日(時間)	日(時間)	日(時間)	・もち代等
日給(時給)単価		日給・時給 円	日給・時給 円	日給・時給 円	支給年月日 年 月 日
給与・手当	基本給				
	扶養手当				
	住宅手当				
	通勤手当				
	時間外手当				
	その他 の給与 ・手当				
	支給額計(ア)				
控除額	所得税				
	市県民税				
	健康保険料				
	厚生年金保険料				
	雇用保険料				
	労働組合費				
	その他 の控除				
	控除額計(イ)				
差引支給額(ア)－(イ)					

(摘要欄) 番号に○印のある項目のみ記入してください。

1	就労開始日・退職日	就労開始日	年	月	日	退職日	年	月	日
2	給与の締切・支給日	締切	毎月	日	締	給与と支給日	当月	日・翌月	日
3	次回昇給予定年月日		年	月	日				
4	賞与支給(予定)年月日		年	月	日				
5	現物支給の品目及び数量	定期券、食事券、他()、数量							
6	社会保険の加入								
	(1)	健康保険	無・有	(記号番号		・資格取得:	年	月	日)
	(2)	厚生年金	無・有	(記号番号		・資格取得:	年	月	日)
	(3)	雇用保険	無・有	(記号番号		・資格取得:	年	月	日)
7	その他(給与の変動した理由等)								

(裏面の記入に当たってのお願いをよく読んで、 月 日までに健康福祉局に提出してください。)

(A 4)

(裏)

記入に当たってのお願い

- 1 前3箇月分の期間中に支給したすべての給与、手当、賞与（寸志、一時金、もち代等を含む。）及びそれぞれの控除額について内訳を明らかにしてください。

現物での支給がある場合は、その他の給与・手当欄に品目（定期券・食事券等）及びその数量を記入してください。

- 2 パートタイマー等で時給制の場合は、各月の出勤実日数欄の（ ）内に総時間数を記入してください。日給又は時給の場合は、1日又は1時間当たりの単価を日給（時給）単価欄に記入してください。

- 3 その他の給与・手当欄には〇〇給・〇〇手当として、もれなく記入してください。

- 4 その他の控除欄には親睦会費、共済費、積立金、前借金等を記入してください。

- 5 摘要欄については、○印のついた項目について記入してください。社会保険の加入については、加入の有無について該当するものを○で囲み、「有」を○で囲んだ場合は、記号番号及び資格取得年月日を記入してください。

(注意) この証明書は、要支援者から横浜市長あてに収入申告をする場合に添付するものですが、故意に虚偽の証明をした場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(参考)

生活保護法

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

第7号様式(第2条第2項第5号)

(表)

住 宅 補 修 計 画 書

建物の 規模構造			申請者氏名			
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品名	規格	単価×数量＝金額			備考
			単価	数量	金額	
			円		円	
	合計		円		円	
見積者	見積年月日	年 月 日				
	住所					
	氏名	㊞				

(A4)

(裏)

立面図

平面図

(注意) 補修を要する箇所については、朱書きをしてください。

第8号様式（第2条第2項第6号）

生業（技能修得）計画書

生業(技能修得)を行う者	氏名		生年 月 日	年 月 日生	歳
	住所				
職歴等					
生業の内容			生業を開始する時期及び場所	年 月から	
技能修得を行う学校の名称及び所在地			技能修得の期間	年 月から 年 月まで	
修得する技能の種類及び内容			技能修得後の勤務先及び収入見込額	円	
生業(技能修得)のために必要な費用	費用の内容	単価×数量＝金額			備考
		単価	数量	金額	
		円		円	
		費用合計		A 円	
生業(技能修得)のための資金	他法他施策の活用	種類	内訳	貸付け等の額	償還期限等
				円 B	
	扶養義務者からの資金の援助	氏名	援助の内訳	援助額	備考
				円 C	
	生業支援給付	一般基準・特別基準		D 円	
	資金合計			E 円	(E=B+C+D) A=E
生業の見通し	1 収入をあげ得る時期		年 月ごろ		
	2 収入見込額			月額	円くらい
	3 収入をあげるために必要な材料その他の費用(具体的な内容)			月額	円くらい
	4 利益((2)から(3)を引いた額)			月額	円くらい

(A4)

第9号様式(第3条第1項第1号)

(表)

面接記録票

面接員		訪問員		係長		被支援者番号 _____	
						面接日	年 月 日
世帯主	フリガナ 氏 名					電話 番号	自宅 () 緊急連絡先 ()
	本籍地					筆頭者	
	住所						
	住民登録地					民生委員氏名	
来所者						世帯主との続柄	
申請経路		1 直接来所 2 病院()からの通報に基づき出張面接 3 からの通報に基づき出張面接 4 その他()					
支援給付歴		有 無					
世帯の構成	No.	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	職業・学年等
	1				年 月 日		
	2				年 月 日		
	3				年 月 日		
	4				年 月 日		
	5				年 月 日		
	6				年 月 日		
扶養義務者の状況	続柄	氏名	年齢	住所	職業	電話	
留意事項							
交付書類	支援給付申請書・収入申告書・資産申告書・同意書・家賃証明書・在学証明書 ()あて・医療要否意見書()あて・その他 ()						

(A4)

(裏)

日付・項目等	記事		
		P.	

第10号様式（第3条第1項第2号）

支 援 給 付 台 帳

作成年月日		開始年月日		被支援者番号	
世帯主氏名		電話番号			
住所					
本籍地					
世帯構成員	続柄	生年月日	職業(特殊技能)	加算の有無	他法収入の有無
扶養義務者の状況	氏名	続柄	住所・電話番号	扶養能力の有無・程度	
緊急連絡先	氏名		住所・電話番号		
住宅種別			民生委員	氏名	
				電話番号	
備考					

(A 4)

第11号様式（第3条第1項第3号）

支 援 給 付 決 定 調 書												
地区名		被支援者No.		世帯主名			支払方法		異動内容		異動年月日	
決 裁	部 長	課 長	係 長	担 当			起案年月日		決裁年月日		発送年月日	
支 援 給 付 決 定 伺 調書のとおり決定します。また決裁後は例文により通知します。												
決 定 等 の 理 由 ・ 通 知 案												
最 低 生 活 費 認 定 欄												
No.	氏 名	性 別	年 齢	基 準			第 一	加 算	加算	員 区	教 育	
				生活	級地	冬	類費		額計	分		
第一 類費	加算 額計	二類 居宅	二類 別居	冬季 居宅	冬季 別居	生活 費計	期末 居宅	期末 別居	施設 事務費	介護保険料加算 (再掲)		
収入充当内訳欄												
No.	氏名	収入 名称	収入 額	収入 控除	実費 控除	年金 除外額	八千円 控除	認定 額	控除順位			
										就労外控除		
										その他控除		
				認定額 - 他控除			充当除 外額		収入認 定額			
支 援 給 付 金 額 決 定 欄												
種類	最 低 生活費	収 入 充当額	支援額									
生活					種類	生 活	住 宅	一 時	合 計	本人支払		
住宅												
合計												
一時												
一時支援内訳 (再掲)		生 活	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭				

(A4)

第13号様式（第3条第1項第5号）

被 支 援 者 記 録 票

日付・項目等	記事		
	<table border="1"><tr><td data-bbox="1083 1722 1190 1774">P.</td><td data-bbox="1190 1722 1356 1774"></td></tr></table>	P.	
P.			

(A4)

被支援者番号索引簿

年 月 日

[illegible]

(A 4)

支援給付申請書受理簿

[illegible]

36

第19号様式（第4条第1項）

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

支 援 給 付 決 定（ 変 更 ） 通 知 書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を、次のとおり したので通知します。

1 支援給付の種類及び支給額

種 類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	一 時 支援給付	合 計	本人 支払額
月分支給・追給額					
月分支給・追給額					
月分以降支給額					

(介護保険料： 円)

一時支援の内訳（再掲）

生 活	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

別途送金額（再掲）

介護保険料加算		
住 宅 支 援 給 付		
そ の 他		

介護支援給付自己負担月額 円（事業者名）

円（事業者名）

円（事業者名）

医療支援給付自己負担月額 円（事業者名）

施設事務費

2 支援給付支給日

3 支援給付の の時期 年 月 日

4 支援給付を した理由

5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(A4)

(備考)

- この通知書は、変更の場合にも用いるものとする。
- 様式の下欄には、教示について記載することができる。

第20号様式（第4条第1項）

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

支 援 給 付 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付については、次の理由で却下します。

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

（A4）

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第21号様式（第4条第2項）

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長



支 援 給 付 廃 止（停 止）決 定 通 知 書

年 月 日 第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を、次のとおり したので通知する。

- 1 した支援給付の種類
生活支援給付・住宅支援給付・介護支援給付・医療支援給付・その他
- 2 停止する時期
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 停止・廃止の理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第22号様式（第5条第2項）

（表）

第 号
年 月 日

（通知先）

長

横浜市長

印

要支援者の転出について

次の者は、本市内において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を実施しておりましたが、貴管内に転出しましたので、よろしくお取り計らい願います。

1 転出者の住所氏名

氏名		生年月日	年 月 日生(歳)
旧住所			
新住所			

2 転出者の世帯状況及び収入状況

No.	氏名	続柄	性別	年齢	職業	収入状況	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							

3 受けていた支援給付の種類、程度、方法等

月日	種別	最低生活費	収入充当額	支援給付額	方法	収入内容及び収入充当額	
・	生活					年 月 日まで 支給済み	
	住宅						
	教育						
	合計						
	介護						
・	医療					支援給付 開始年月日	年 月 日
						支援給付 廃止年月日	年 月 日

4 転出の理由

--

(A4)

(裏)

5 支援給付の経過等

6 支援給付実施上の留意事項

7 扶養義務者及び援助の状況

No.	氏名	続柄	性別	年齢	住所	電話	援助額
1							
2							
3							
4							
5							

第23号様式（第6条）

（1）

第 号
年 月 日

検 診 命 令 書

様

横 浜 市 長 印

次のとおり、検査を受けてください。

- 1 検診を受ける日時

- 2 検診を受ける場所

- 3 検診を行う医療機関の名称
所在地及び担当医師等氏名

- 4 備考

- （注意）
- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
 - 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。
 - 3 この検診命令を受けないと、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第4項の規定によって、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
 - 4 この検診命令について疑問がある場合には、横浜市に相談してください。

（A4）

(2)

年	月	日付
第	号	

検 診 料 請 求 書

年 月 日

(請求先)

横 浜 市 長

医療機関の所在地

名 称

医療機関の長又は
開設者の氏名

⑨

次のとおり請求します。

※ 受診者			
※ 居住地			
請 求 額	診 察 料	点	(検査名等)
	料	点	
	料	点	
	合 計	点	円

(注 意) この請求書により直接横浜市長あて請求してください。

(A4)

(3)

年	月	日付
第	号	

検 診 書

年 月 日

検査を受けた者の
居住地及び氏名

歳 男 ・ 女

(回答先)

横 浜 市 長

医療機関の所在地及び名称

院 (所) 長

担当医師



上記の者に対する検診結果は次のとおりです。

1 傷病名	
2 病状	
3 診療の要否、診療の方法等に関する意見	
※ 担当 記事	⑩
※ 嘱託医意見	⑩

(注 意) この検診書は、横浜市長あて直接送付してください。

(A 4)

第24号様式（第7条第1項）

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた
生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

支援給付の決定又は実施のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、次の事項について照会します。

なお、入手した資料については、厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
第14条第4項

この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法 第29条

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

（A4）

第25号様式（第7条第2項）

(1)

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に
関する法律による支援給付の決定に伴う扶養義務について（照会）

次の方は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第4条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。

あなたは、次の方に対して民法上の扶養義務を有すると認められますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、扶養届書に記入の上ご回答ください。

(特記事項)

対象者

あなたとの関係

回答先

(担当者)

回 答 期 限 年 月 日 まで

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
第14条第4項

この法律に特段の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法 第4条

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法 第877条

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

(A4)

(2)
扶 養 届 書

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 長

住所

届出者 氏名

㊞

電話 ()

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援 … 対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 否
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている。)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号 — —)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由 :)
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている。)
援助の方法・程度	① 金銭により毎月 (年) 円送付しています。 ② 物品により毎月 (年) を 程度送付しています。 ③ 氏名 を引き取ります。 ④ その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職業	勤務先	平均月収額
	本人				円
上記のうち についての ① 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ② 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)					
(2) 資産の状況	有・無	① 家屋 m ² (坪)	② 宅 地 m ² (坪)		
		③ 田畑 m ² (坪)	④ 山林等 m ² (坪)		
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月 (年) 額	返済の終了予定	
		住宅ローン	円		
		その他 ()			
(4) 健康保険等の加入状況		①国民健康保険 ②健康保険 ③共済 () ④その他 ()			
上記で①以外に加入している場合		については被扶養者として			
		① 認定されている ② 認定されていない ③ 認定手続をとるつもり			

(注意) 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。

2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。

3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

(A 4)

第26号様式（第7条第3項）

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 [印]

戸籍謄本等の発行について(依頼)

標記について、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の決定及び実施上必要がありますので、次のとおり送付してください。

戸籍謄本 (附票)	本籍地			
	フリガナ 筆 頭 者		要支援者 との関係	
要支援者	住所			
	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
必 要 部 数		戸籍謄本 (除籍の場合は、除籍謄本)		部 附票 部
備考				

※ 恐れ入りますが、戸籍謄本等を送付するときは、下記の送付票を必ず同封してください。

----- (切り取り線) -----

年 月 日

送付票

(送付先)

横浜市長

市区町村長

さきに依頼のありました戸籍謄本等の書類を別添のとおりに送付します。

担当

〒

電話 ()

(A4)

第27号様式（第8条）

（1）

入所依頼書

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条
第4項においてその例によるものとされた生活保護法第30条第1項ただし書の規定によ
り、次の者の貴施設への入所を依頼します。

なお、入所したときは、（2）の書面により通知してください。

氏名	男・女	生年 月 日	年 月 日 (歳)
世帯主氏名			本人と の続柄
居住地			
本籍地			
職業		教育程度	
特殊技能		労務程度	
支援給付 の種類		支援給付 開始年月日	年 月 日
(摘要)			

（A4）

(2)

入所通知書

第 号
年 月 日

(通知先)
横浜市長

施設所在地

施設名

代表者氏名 ㊟

年 月 日 第 号により依頼のあった者が、次のとおり入所しましたので通知します。

氏名	男・女	生年 月 日	年 月 日 (歳)
支援給付 の種類			
入所年月日			
(摘要)			

(A4)

第28号様式（第9条）

支援給付費用返還金決定通知書

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

あなたは、年 月 日から中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」といいます。）による支援給付を受給して（いました・います）が、

を（受領・売却）したことに伴い、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第63条の規定により費用返還義務が生じています。

よって、次のとおりその返還金額を決定しましたので通知します。

1	第 63 条適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
2	支弁金額	円
3	収入金額	円
4	返還金額	円
5	納入期限	年 月 日
6	納入方法	納入通知書により本市取扱金融機関にて納入してください。
7	備考	

参 考

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 第14条第4項

この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法 第63条

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

（A 4）

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第29号様式（第9条）

支援給付費用徴収金決定通知書

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

あなたの 当たる 様は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」といいます。）による支援給付を受給して(いました・います)が、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の規定により、あなたに扶養義務の履行を求めます。

よって、次のとおり費用を徴収することに決定しましたので通知します。

1	第 77 条適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
2	支弁金額	円
3	扶養義務者の負担すべき額	円
4	徴収金額	円
5	納入期限	年 月 日
6	納入方法	納入通知書により本市取扱金融機関にて納入してください。
7	備考	

参 考

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 第14条第4項

この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法 第77条

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。（第2・3項省略）

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第30号様式（第9条）

支援給付費用徴収金決定通知書

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

あなたは、年 月 日から中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」といいます。）による支援給付を受給して（いました・います）が、年 月 日以降の収入が確認され、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の規定により、その不正受給に対する返済義務が生じています。

よって、次のとおりその徴収金額を決定しましたので通知します。

1	第78条適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
2	支弁金額	円
3	不正金額	円
4	徴収金額	円
5	納入期限	年 月 日
6	納入方法	納入通知書により本市取扱金融機関にて納入してください。
7	備考	

参 考

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 第14条第4項

この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法 第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

（A4）

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第31号様式（第9条）

支援給付費用更正決定通知書

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

年 月 日 第 号により通知しました支援給付費用（返還金・徴収金）の決定については、（ ）がありました。
よって、次のとおり更正しましたので通知します。

1	第 条 適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
2	支 弁 金 額	円
3	() 金 額	円
4	当 初 決 定 金 額	円
5	更 正 決 定 金 額	円
6	納 入 期 限	年 月 日
7	納 入 方 法	納入通知書により本市取扱金融機関にて納入してください。
8	備 考	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第32号様式（第10条第1項）

（表）

本 人 確 認 証		No. _____
写 真	氏 名 生 年 月 日 性 別 住 所	上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。
発 行 日 年 月 日 横 浜 市 長 印		
この確認証の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。		

（縦5.4センチメートル、横8.6センチメートル）

（裏）

（注意） （1） この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。 （2） この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出てください。 （3） この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。 ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。 ②確認証の記載事項に変更があったとき。 ③確認証の有効期間が満了したとき。 ④確認証が使用に耐えなくなったとき。 ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。 （4） 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に提示してください。 （実施機関） 所在地 _____ 連絡先 _____ 電話番号 _____

（備考）

- 1 再発行の場合は、再発行と表示すること。
- 2 フィルムで完全密封すること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとすること。

第33号様式（第10条第2項）

本 人 確 認 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

住 所
申請者 氏 名
生年月日
電 話 （ ）

次の理由により、本人確認証の再交付を申請します。

☐ 紛 失	☐ その他（ ）
☐ 改 姓（旧氏名 ）	

（A4）

第34号様式 (第10条第3項)

本人確認証発行簿

被支援者 員番号	世帯員氏名	確認証 交付番号	発行	発行年月日	有効 期間	現 住 所	地 区	
							地区担当員	

(A4)

児 童 手 当 法 施 行 細 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 20 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 規 則 第 57 号

児 童 手 当 法 施 行 細 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

（ 児 童 手 当 法 施 行 細 則 の 一 部 改 正 ）

第 1 条 児 童 手 当 法 施 行 細 則 （ 昭 和 46 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 87 号 ） の
一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 号 様 式 及 び 第 9 号 様 式 中 「 生 活 保 護 」 を 「 生 活 保 護 ・
支 援 給 付 」 に
改 め る 。

（ 横 浜 市 特 別 児 童 手 当 支 給 規 則 の 一 部 改 正 ）

第 2 条 横 浜 市 特 別 児 童 手 当 支 給 規 則 （ 昭 和 46 年 10 月 横 浜 市 規 則 第
86 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別 記 様 式 中 「 生 活 保 護 」 の 次 に 「 ・ 支 援 給 付 」 を 加 え る 。

（ 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 ）

第 3 条 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 （ 昭 和 49 年 8 月
横 浜 市 規 則 第 95 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 号 様 式 （ 表 ） 中 「 保 護 の 有 無 」 を 「 保 護 又 は 中 国 残 留 邦 人
等 支 援 法 に よ る 支 援 給 付 ※ の 有 無 」 に 改 め 、 同 様 式 （ 表 ） に 注 意
と し て 次 の よう に 加 え る 。

（ 注 意 ） ※ の 支 援 給 付 と は 、 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の
促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に よ る
支 援 給 付 を い い ま す 。

（ 横 浜 市 結 核 児 童 療 育 給 付 事 務 取 扱 規 則 の 一 部 改 正 ）

第 4 条 横 浜 市 結 核 児 童 療 育 給 付 事 務 取 扱 規 則 （ 昭 和 42 年 2 月 横 浜
市 規 則 第 8 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 3 号 様 式 （ 注 意 ） 2 に 次 の よう に 加 え る 。

(5) 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住
帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 支 援
給 付 を 受 け て い る 方 は 、 健 康 福 祉 局 よ り 「 本 人
確 認 証 」

（ 母 子 保 健 法 施 行 細 則 の 一 部 改 正 ）

第 5 条 母 子 保 健 法 施 行 細 則 （ 昭 和 42 年 4 月 横 浜 市 規 則 第 38 号 ） の
一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 45 号 様 式 の 2 （ 注 意 ） 2 に 次 の よう に 加 え る 。

(5) 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住
帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 支 援
給 付 を 受 け て い る 方 は 、 健 康 福 祉 局 発 行 の 「 本
人 確 認 証 」

(横 浜 市 障 害 者 自 立 支 援 法 の 施 行 に 関 す る 条 例 等 施 行 規 則 の 一 部 改 正)

第 6 条 横 浜 市 障 害 者 自 立 支 援 法 の 施 行 に 関 す る 条 例 等 施 行 規 則 (平 成 18 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 21 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 号 様 式 (裏) 中 「 生 活 保 護 受 給 世 帯 」 を 「 生 活 保 護 又 は 支 援 給 付 受 給 世 帯 」 に 、 「 生 活 保 護 へ の 」 を 「 生 活 保 護 又 は 支 援 給 付 へ の 」 に 改 め る 。

第 10 号 様 式 及 び 第 11 号 様 式 中 「 生 活 保 護 」 の 次 に 「 又 は 支 援 給 付 」 を 加 え る 。

第 12 号 様 式 中 「 生 活 保 護 」 を 「 生 活 保 護 等 ※ 4 」 に 、 「 ※ 4 」 を 「 ※ 5 」 に 、 「 ※ 5 」 を 「 ※ 6 」 に 、 「 生 保 」 を 「 生 保 等 」 に 、 「 ※ 6 」 を 「 ※ 7 」 に 、 「 ※ 7 」 を 「 ※ 8 」 に 改 め 、 同 様 式 中 (注 意) ※ 7 を (注 意) ※ 8 と し 、 (注 意) ※ 6 を (注 意) ※ 7 と し 、 (注 意) ※ 5 を (注 意) ※ 6 と し 、 (注 意) ※ 4 を (注 意) ※ 5 と し 、 (注 意) ※ 3 の 次 に 次 の よう に 加 え る 。

※ 4 「 生 活 保 護 等 」 と は 、 生 活 保 護 又 は 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 支 援 給 付 を 指 し ます 。

第 16 号 様 式 (裏) 中 「 生 活 保 護 移 行 予 防 措 置 」 を 「 生 活 保 護 又 は 支 援 給 付 へ の 移 行 予 防 措 置 」 に 、 「 生 活 保 護 へ の 」 を 「 生 活 保 護 又 は 支 援 給 付 へ の 」 に 改 め る 。

(老 人 福 祉 法 施 行 細 則 の 一 部 改 正)

第 7 条 老 人 福 祉 法 施 行 細 則 (昭 和 39 年 6 月 横 浜 市 規 則 第 82 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 4 号 様 式 (裏) 中 「 被 保 護 世 帯 」 を 「 被 保 護 世 帯 ※ 」 に 改 め 、 同 様 式 (裏) に 注 意 と し て 次 の よう に 加 え る 。

(注 意) ※ の 「 被 保 護 世 帯 」 に は 、 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に よ る 支 援 給 付 を 受 け て い る 世 帯 も 含 ま れ ます 。

第 10 号 様 式 中 「 生 活 保 護 」 の 次 に 「 又 は 支 援 給 付 」 を 加 え る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 こ の 規 則 は 、 平 成 20 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

2 こ の 規 則 の 施 行 の 際 現 に 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 児 童 手 当 法 施 行 細 則 、 第 2 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 特 別 児 童 手 当 支 給 規 則 、 第 3 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 、 第 4 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 結 核 児 童 療 育 給 付 事 務 取 扱 規 則 、 第 5 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 母 子 保 健 法 施

行細則、第6条の規定による改正前の横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例等施行規則及び第7条の規定による改正前の老人福祉法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。